

利用料金のご案内（介護保険 指定訪問看護）

●基本費用

伊丹

看護師の訪問	単位数	単価（円）	1割（円）	2割（円）	3割（円）
20分未満	314単位	3359円	335円	671円	1007円
30分未満	471単位	5039円	503円	1007円	1511円
30分以上1時間未満	823単位	8806円	880円	1761円	2641円
1時間以上1時間30分未満	1128単位	12069円	1206円	2413円	3620円
※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）は25％加算 深夜（午後10時から午前6時）は50％加算					
※ 准看護師の訪問の場合は×90％					

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問					
1回20分 1日2回まで	294単位	3145円	314円	629円	943円
1日2回を超える場合	264単位	2824円	282円	564円	847円
※ 夜間（午後6時から午後10時）、早朝（午前6時から午前8時）は25％加算 深夜（午後10時から午前6時）は50％加算					
※ 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合－8単位減算					

●加算

緊急時訪問看護加算Ⅰ（1月につき1回）※1	600単位	6420円	642円	1284円	1926円
緊急時訪問看護加算Ⅱ（1月につき1回）6月まで※1	574単位	6141円	615円	1229円	1843円
特別管理加算（1月につき1回）※2	I	500単位	5350円	535円	1070円
	II	250単位	2675円	267円	535円
ターミナルケア加算（死亡時に1回）※3	2,500単位	26750円	2675円	5350円	8025円
遠隔死亡診断補助加算※4	150単位	1605円	160円	321円	481円
長時間（1時間30分以上）訪問看護加算※5	300単位	3210円	321円	642円	963円
複数名訪問加算Ⅰ（1回につき）※2名の看護師等が同時に訪問を行う場合	30分未満	254単位	2717円	271円	543円
	30分以上	402単位	4301円	430円	860円
複数名訪問加算Ⅱ（1回につき）※看護師と看護補助者が同時に訪問を行う場合	30分未満	201単位	2150円	215円	430円
	30分以上	317単位	3391円	339円	678円
初回加算 退院退所日に訪問	350単位	3745円	374円	749円	1123円
※6（開始時に1回または過去2か月間訪問看護の利用がなかった場合）退院退所の翌日以降に訪問	300単位	3210円	321円	642円	963円
退院時共同指導加算（1回につき）※7	600単位	6420円	642円	1284円	1926円
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）※8	250単位	2675円	267円	535円	802円

専門管理加算 (1月につき1回)	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理	250 単位	2675円	267円	535円	802円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理	250 単位	2675円	267円	535円	802円
口腔連携強化加算 (1月に1回を限度) ※ 9		50単位	535円	53円	107円	160円
中山間地域等における小規模事業所加算 ※ 10		所定単位の 1 0 %				
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ※11		所定単位の 5 %				
介護職員等処遇改善加算		月額合計単位数の1.8%				

●

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用時

介護度	基本単位数（単位/月）	単価（円）	1割（円）	2割（円）	3割（円）
要介護 1	2961単位	31682円	3168円	6336円	9504円
要介護 2					
要介護 3					
要介護 4					
要介護 5	3761単位	40242円	4024円	8048円	12072円

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬は月額定額報酬であるが、次のような場合には次のような取扱いとする。

(一) 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問 看護の利用を終了した場合には、利用期間(訪問看護の利用 を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終 了した日まで)に対応した単位数を算定する(以下「日割り計算」という。)こととする。なお、利用を開始 した日とは、利用者が訪問看護事業者と利用契約を結んだ日 ではなく、実際に利用者が定期巡回・随時対応型訪問介護看 護を利用した日をいう。ただし、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の介護サービスのみ利用していた者が、あらたに訪 問看護サービスを利用開始した場合は訪問看護を利用した日をいう。

(二) 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定する。

(三) 月の途中で要介護五から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護五に変更になった場合は日割り計算により算定する。

(四) 月の途中で特別訪問看護指示書が交付された期間及び月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の 状態となった場合は、そ の状態にある期間について日割り計算により算定する。

●

保険外適用のサービス（自費、税抜き）

エンゼルケア	16,000円（税込み17600円）
--------	--------------------

● その他の料金

主治医が発行する訪問看護指示書の発行料金がかかります。主治医の医療機関より請求があります。

訪問看護指示書（1か月～6か月毎に発行。指示書の有効期間、発行頻度に関しては主治医が決定）

特別訪問看護指示書（主治医が頻回訪問が必要と認めた場合に発行 月1回14日間

次の場合は月2回交付が可能。気管カニューレ挿入中、真皮に至る褥瘡）

訪問点滴注射指示書（週3日以上点滴の必要性がある場合に主治医が発行。7日毎に発行が必要）

具体的な料金に関しまして、ご質問がありましたら主治医へご確認ください。

※1 緊急時訪問看護加算は利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつてかつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※2 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理
若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※3 ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

※4 情報機器を活用し死亡診断時に研修を受けた看護師が医師の補助を行った場合加算されます。

※5 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※6 初回加算は新規に訪問看護の利用を開始、または2月間訪問看護の利用がなかった利用者に対し、訪問看護計画を作成、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※7 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活に

おける必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。
また初回加算を算定する場合は算定しません。

※8 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、
利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※9 歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関やケアマネジャーへ
情報提供をした場合加算されます。

※10 中山間地域等における小規模事業所加算は、サービスを提供する訪問看護事業所が1月当たりの
延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が100回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算
します。なお、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を
除いた所定単位数に加算します。

※11 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、
通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。
なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。
また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた
所定単位数に加算します。

主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う
必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、
介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。